

即時支拂並ニ要求書ニ對スル回答ヲ求メタルカ中村ハ免テ前  
 翌二十日午後一時會見スヘシト称シタルヲ以テ更ニ二十日午  
 後一時前記後業員代表等ハ中村方ヲ訪問シタルニ中村不在ニ  
 テ今人長男金太郎及仲介者影山豊彦外一名ト會見シタルニ事  
 業主側ヨリ錢々ト經營困難ナル状態ヲ述ヘ毎日ノ館ノ揚代ヨ  
 リ諸負費ヲ差引タル残額全部ヲ以テ不拂金及將來ノ給料ニ充  
 當スルコトトシタルト後業員側ニ妥協ヲ申入レタルニ後業員  
 側ハ之ヲ承諾セス更ニ仲介者影山ヨリ不拂給料ハ責任ヲ以テ  
 支拂フヲ以テ八月二十二日迄延期セラレタルニ尙ホ其ノ他ノ件  
 ハ至急後述者ヲ物色シ交渉ニ應スヘシト答ヘ後業員側又之ヲ  
 諒トシ八月二十二日午前中向島ギネマニ於テ會見ヲ約シ會見  
 四十五分ニシテ引揚ケタリ  
 状況叙上ノ通りニシテ目下ノ各靜穩ナルニ他方這種爭議發出ノ  
 現状ニ鑑ミ之等ト共同事業致ハ累行等ノ舉措ニ出ツルヲ保シ難  
 キヲ以テ銳意觀察警戒中ナリ  
 右及申(通)報候也

要 求 書  
 附註

未払給料即時支拂ノコト  
 職者減給絶對反対  
 正取手者ヲ制定セヨ  
 但シ六月以上一年未満ハ三月一年ヲ増ス毎三月日如キ  
 月給日ヲ毎月二十八日ニ制定セヨ  
 最近賃銀ヲ制定セヨ  
 不慮ノ一疾ニ罹リ傷ニ依ル休業中ノ給料金額支給セヨ  
 時間外手当ヲ五十%支給セヨ 徹夜ノ場合ハ二四ノコト  
 一年返マナサルコト  
 年一回ノ公休ヲ支給セヨ  
 年三四ノ賞與ヲ支給セヨ(月給ノ半額ヲ支給ノコト)  
 子供ヤシヲ一人ハルコト  
 女子ニ生理休暇三日支給セヨ  
 興業時間ヲ七時間ニ制定スルコト  
 ビラ貼一週間一円五十%支給セヨ  
 本社行キテ一円支給スルコト  
 今ラシ撤キ一人十%支給セヨ  
 女子業内人ヲ六名トシ生勤時間ヲ左ノ通り制定スルコト  
 平日午前十一時 早生午前九時  
 館内清掃員ヲ五分ニ支給スルコト  
 本業計ニ依ル特性者ヲ生サセルコト